住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯等の皆さまへ

令和６年度経済対策臨時支援給付金のご案内

（住民税非課税及び均等割のみ課税世帯、こども加算）

近年の物価高騰の影響を受けている世帯のうち、

①令和６年度の住民税非課税及び均等割のみ課税世帯の世帯主に対し、給付金を支給します。

②令和６年度の住民税非課税及び均等割のみ課税世帯のうち、１８歳以下のこどもを扶養している人数に応じ、こども加算金を支給します。**※詳細は裏面をご確認下さい。**

給付金の支給額

①住民税非課税及び均等割のみ課税世帯、１世帯あたり１０万円
②こども加算世帯、こども１人あたり５万円

支給対象（要件）は裏面をご確認ください。

確認書・必要書類等の準備ができたら

提出の方法

同封の返信用封筒をご利用いただくか、次の窓口へ**申請期限内**に、ご提出ください。

提出期限：
令和６年１０月３１日(木)
消印有効

提出先：東広島市役所4階
東広島市臨時特別給付金相談窓口

駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。

給付金の支給手続き

（１）支給対象（要件）

・令和６年６月３日時点の住民基本台帳上の世帯全員が、令和６年度住民税非課税及び均等割のみ課税であること。

※1.令和５年度経済対策臨時支援給付金の給付対象世帯ではないこと。

※2.令和５年度経済対策臨時支援給付金の給付対象世帯の世帯主を含まないこと。

・ただし、世帯全員が住民税が課税されている他の扶養親族等から扶養されている場合は対象外。

（対象外の例）

・親（課税）に扶養されている大学生（住民税非課税）の単身世帯

・子（課税）に扶養されている両親（住民税非課税）の世帯

・東広島市外に在住の課税者に扶養されている世帯（単身赴任等）

（２）確認事項及び必要な添付書類

【非課税・均等割のみ課税】

■確認書または申請書

・給付金を受け取るための金融機関口座情報を記入して下さい。

・世帯主以外の代理人が給付金を受け取る場合、裏面の代理人欄にも記入が必要です。

※申請書での手続きの場合、代理申請は出来ません。

▶必要な同封書類

①本人確認書類

※健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード（表面）等の写し

②受取口座を確認できる書類

※通帳、キャッシュカード等の写し

③代理人による申請・受け取りを希望する場合は代理人の本人確認書類

【こども加算】

■確認書

・こども加算の支給にあたり、該当する見込みのある１８歳以下のこどもの氏名等を記載しています。
扶養関係を確認し、扶養確認欄にレ点を記入してください。
また、扶養関係にあるが、こどもの氏名等が記載されていない場合は、空白の行に氏名等を記入し、必要となる添付書類と合わせて送付してください。

▶必要な同封書類

・こども加算の対象となるこども全員の健康保険証の写し

【申請書の方のみ必要】
令和６年１月２日以降に転入された方は、令和６年１月１日時点でお住まいの市区町村が発行する『**令和６年度住民税課税・非課税証明書』の写し**（コピー）が必要です。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

東広島市臨時特別給付金事務処理センター

0120-780-125（コールセンター）

受付時間　平日8:30～17:15

※英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語対応